



隠したら店を出ずとも

せつとうほん

窃盗犯!

精算前の商品をポケットやバックの中に入れた場合、店内でも「^{せつとうざい}窃盗罪」になります。

【刑法第235条 窃盗罪】他人の物を盗んだ者は窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

いずれも、刑法犯罪です!!

友だちに誘われて見張りをしただけ!

見張り役をしたら、一緒に窃盗をしなくても犯罪を助けた共犯になります。

- 刑法第60条 共同正犯(きょうどうせいはん)、62条 幫助犯(ぼうじょはん)

友だちに盗んでくるよう頼んだだけ!

友だちをそそのかして窃盗を実行させた罪です。

- 刑法第61条 教唆犯(きょうさはん)

見つかってもお金を払えばいいんですよ!

万引したあとにお金を払っても、窃盗をしたことに変わりはありません。

- 刑法第235条 窃盗罪

友だちが万引したものを買っただけ!

盗品であることを知っていて買った罪です。

- 刑法第256条第2項 盗品等有償譲受け罪(とうひんとうゆうしょうゆすりうけざい)

STOP!!

お店からは被害弁済だけでなくその他の対処にかかった人件費等が損害賠償請求されることがあります。

特定非営利活動法人

全国万引犯罪防止機構

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2-8 Tel. 03-3355-2322 Fax. 03-3355-2344 <http://www.manboukikou.jp>

企画協力 **経教** 一般財団法人 日本経済教育センター <http://www.keikyo-center.or.jp/>

編集専門委員: 揚村 洋一郎 東海大学付属仰星高等学校中等部・高等学校校長 榎本 康司 東京都立大泉高等学校教諭 三枝 利多 東京都目黒区立東山中学校教諭
(50名) 篠田 健一郎 東京都立西高等学校教諭 高岡 麻美 東京都府中市立府中第三中学校校長 長谷川 知子 (一社)日本経済団体連合会 教育・CSR本部本部長
協力: 全日本中学校長会生徒指導部

後援 文部科学省/警察庁/日本小売業協会 協力 日本万引防止システム協会

この壁新聞は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

教員の皆様へ いつも壁新聞の掲示にご協力いただきありがとうございます。

今後の改善のために万防機構ホームページ上にある「万引防止啓発のための壁新聞'掲示に関するWebアンケート」にご回答いただきますようお願いいたします。

この壁新聞は全国万引犯罪防止機構のホームページで閲覧・ダウンロードできます。
<http://www.manboukikou.jp>

